

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315  
研究種目：研究活動スタート支援  
研究期間：2019～2020  
課題番号：19K23163  
研究課題名（和文）刑事法における国有財産の保護に関する研究

研究課題名（英文）Protection of public property in criminal law

## 研究代表者

佐竹 宏章（SATAKE, Hiroyuki）

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：30844146

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近年わが国において問題になっている国有財産・公有財産の不適正な運用を念頭において、それに対応する刑事法制が十分に機能しているかについて解釈論的及び立法論的検討を行うものである。具体的には、第一に、国家や地方公共団体に属していない私人が、不正な手段を用いて、外部から、国家や地方公共団体の財産に損害を加える場合に詐欺罪や個別法の不正受給罪が成立するか否かについて検討を行い、第二に、国家や地方公共団体に属する公務員が内部から不適正な処分を行い、国家や地方公共団体の財産に損害を加える場合に背任罪が成立するか否かについて検討を行う。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の研究は、個人に対して詐欺罪や背任罪が実行される場合と、国家や地方公共団体に対して詐欺罪や背任罪が実行される場合の解釈論上の相違をそれほど意識してこなかったといえる。本研究は、国家や地方公共団体に対する詐欺罪や背任罪が理論上成立することを明らかにして、詐欺罪や背任罪の解釈論を展開し、現行の刑事法制が国有財産や公有財産を保護するために機能しているかを検証するものである。現在、国有財産や公有財産を不適正に処分する事案が、社会的な注目の的になっており、本研究はこのような社会的課題の解決にも資する研究といえる。

研究成果の概要（英文）： This study investigates the improper operation of public property in criminal law.

First, I consider whether committing a fraud against public property (e.g. giving false information to public government and damaging public property) constitutes a breach of article 246(1) in Japanese criminal law (Fraud), article 85 in Japanese public assistance act etc.

Secondly, I consider whether inappropriately disposing of public property (e.g. abusing an administrative discretion and damaging public property) constitutes a breach of article 247 in Japanese criminal law (Breach of Trust).

研究分野：刑法

キーワード：財産犯 詐欺罪 背任罪 公務員犯罪 国有財産 不正受給 国庫刑法 経済刑法

## 1. 研究開始当初の背景

近時、わが国では、国有財産や公有財産（以下、両者を合わせて「国公有財産」という。）の不適正な運用に関する報道に注目が集まっている。例えば、補助金の不正受給、生活保護の不正受給、国公有財産の不当廉売などである。現在の刑法解釈学では、これらの事案類型について、詐欺罪（刑法246条）や背任罪（刑法247条）で対応することが可能であると解する立場が支配的である。しかし、通説は詐欺罪や背任罪の保護法益は「個人の財産」であると捉えており、なぜこれらの犯罪が「国家」や「地方公共団体」などの法人に対して実行することができるのかについて十分な説明を行っていない。また、このことが理論的に肯定されるとしても、詐欺罪や背任罪に関する解釈論は、「個人」を被害者とする場合を念頭に置いて展開されてきたのであり、「国家」や「地方公共団体」を被害者とする場合にも同様の判断基準を用いることができるのかについて検討されてこなかった。このように、従来の研究には、国公有財産の不適正な運用が生じた場合の詐欺罪や背任罪の判断方法を明らかにすることができていないという問題があるといえる。さらに、このような問題意識の欠如と相まって、現行の刑事法制（刑法典の詐欺罪、背任罪、個別法における不正受給罪など）が、国公有財産の保護のための制度として十分なものとなっているかについて検証がされていないという問題も存する。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、刑事法を用いた国公有財産の保護のあり方について提言することである。具体的には、国公有財産の処分の適正性を国家や地方公共団体の外部から害する類型と内部から害する類型について解釈論的検討を行い、そこで得られた課題に基づいて、国公有財産の不適正な処分に関する刑事規制について立法論的検討を行い、国公有財産の保護のあり方について示すことである。

## 3. 研究の方法

上記の研究の背景および目的を踏まえて、本研究では、国家や地方公共団体に対する詐欺罪や背任罪の射程に関する解釈論的研究及び国公有財産の保護のための刑事法制に関する立法論的研究を行う。

## 4. 研究成果

### (1)当初の計画からの修正

当初の計画では、2020年度後期に、ミヒヤエル・クビツィエル教授（アウグスブルク大学）の研究室で在外研究を行い、ドイツの議論を踏まえて、国公有財産の処分の適正性を国家や地方公共団体の内部から害する類型についての解釈論及び立法論的検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響で在外研究を断念した。

そのため、本研究の補助事業期間である2019年度及び2020年度は、主として、国公有財産の処分の適正性を国家や地方公共団体の外部から害する類型についての解釈論及び立法論的検討を行うにとどまった。

### (2)国公有財産の処分の適正性を国家や地方公共団体の外部から害する類型の解釈論的検討

第一に、現行法の詐欺罪の解釈においても、国家や地方公共団体に対する詐欺罪を否定する理由はないという帰結を導き出した。その根拠として、現行法の詐欺罪は、フランス刑法の影響を受けた旧刑法の詐欺罪を基にした規定であると理解されてきたが、旧刑法の草案過程の詐欺罪の議論などを踏まえると、「律」の影響が重要であったといえること、中国の「律」やその影響を受けた養老律令などの詐欺罪では、私人に対してのみならず、「官」や「公」に対する詐欺罪も想定していたことがあげられる。

第二に、詐欺罪における「欺罔行為」と「財産騙取（財物騙取及び財産上不法の利益取得）」を統合的に解釈するための解釈指針を明らかにした。具体的には、詐欺罪の保護法益は「財産管理権」であり、財産管理権を行使する場面で、相互行為の相手方との関係で情報の真実性を保障することが法的に要請される場合に、「真実を求める権利」が付与され、これが欺罔行為の解釈指針になり得るということを明らかにした（研究成果として、佐竹宏章「詐欺罪における欺罔行為と財産騙取」佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務 3』（成文堂、2021年公刊予定））。

第三に、詐欺罪の「欺罔行為」の判断方法を明らかにした。具体的には、「欺罔行為」については、近時の最高裁判例で前提にされている「交付・処分の基礎となる重要な事項」を「偽った」と評価することができるかという定式化を前提にして、①欺罔行為の内容・対象の重要事項性（ある事実が、当該状況下に置かれた者にとって、財産処分の判断の基礎となる重要な事実であること）、②欺罔行為性（行為者がある事実を偽ったと評価できること）という判断枠組を明らかにした。そして、判断枠組①との関係では、被害者の意思のみから重要事項性が判断されるのではなく、行為者と被害者を基準にして公平な判断者の視点から重要事項性が判断されることを論証し、判断枠組②との関係では、前述の「真実を求める権利」という観点から、行為者と被

害者の法的関係性から当事者間で問題になっている事実の存否について確認する管轄が行為者にあるのか被害者にあるのかという判断方法を論証した(研究成果として、前掲・佐竹「詐欺罪における欺罔行為と財産騙取」。詳細については別稿を予定している)。この判断基準は、被害者が私人である場合に限らず、国家や地方公共団体などの法人の場合にも用いることが可能である。なぜなら、被害者の主観を基にして欺罔行為を判断する場合には、私人ではなく、国家や地方公共団体が被害者となる場合に基準を修正する必要があると思われるが、本研究で導き出した判断基準は間人格的観点から管轄分配を行うので、国家や地方公共団体が被害者になる場合にも対応可能といえるからである。

### (3) 国公有財産の処分の適正性を国家や地方公共団体の外部から害する類型の立法論的検討

本研究における解釈論的検討から、国家や地方公共団体に対する詐欺罪も想定可能であり、国家や地方公共団体に対する詐欺罪も「財産管理権」と「真実を求める権利」という解釈指針を用いて判断されることになる(もちろん、私人に対する詐欺罪と国家や地方公共団体に対する詐欺罪に対応した下位基準を具体化していく作業は別途必要であろう)。したがって、国公有財産の処分の適正性を国家や地方公共団体の外部から害する類型については、現行の刑事法制でも十分に対応可能であるといえる。

ただし、現行の刑事法制では、国家や地方公共団体の外部からその処分の適正性を害する類型について、詐欺罪のほかに、個別法の不正受給罪が予定されている。そして、学説や実務では両者の適用関係に不分明な点が残っているといえる。

このことを踏まえて、本研究では、詐欺罪と個別法の不正受給罪を再構成する立法が必要かの検討を行う予定であったが、わが国の学説の検討と、ドイツ刑法 264 条の補助金詐欺罪について立法過程などの調査を行うにとどまり、何らかの研究成果を公表するまでには至っていない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 佐竹宏章
2. 発表標題 【文献報告】ウルス・キントホイザー「詐欺罪における欺罔と真実請求権」
3. 学会等名 刑法読書会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐竹宏章
2. 発表標題 【判例報告】京都地裁令和元年5月7日判決
3. 学会等名 刑事判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐竹宏章
2. 発表標題 【文献報告】パウル・クレル=ウド・ヴァッカーナゲル「予算背任」
3. 学会等名 刑法読書会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 佐竹宏章	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 271
3. 書名 詐欺罪と財産損害	

1. 著者名 佐伯仁志、高橋則夫、只木誠、松宮孝明編（佐竹宏章）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 -
3. 書名 刑事法の理論と実務3	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------